

座間市教育委員会 1 月定例会 提出議案一覧（追加）

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者
1	2	座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則	教育部長
2	3	座間市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則	教育部長
3	4	座間市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程	教育部長
4	5	座間市職員の給与に関する条例の一部改正について	教育部長

議案第2号

座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則

座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年1月12日提出

座間市教育委員会
教育長 木 島 弘

提案理由

座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織改正並びに字句の整備のため提案するものである。

座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則

座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則（昭和58年座間市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項の表中「予算編成」を「予算調整」に改める。

第12条中「教育指導課」を「教育部」に改め、同条第8号中「適応指導教室」を「教育支援教室」に改め、同条中第10号を第12号とし、第9号を第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) 所内の予算調整及び執行管理に関すること。

第12条第8号の次に次の1号を加える。

(9) 情報教育に関すること。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則新旧対照表（案）

現行	改正案
<p>第 1 1 条 座間市立図書館条例（昭和 5 3 年座間市条例第 1 2 号）に基づき設けられた図書館に庶務係及び奉仕係を置き、その分掌事務は次のとおりとする。</p> <p>（略）</p> <p>（6） 図書館の<u>予算編成</u>及び執行管理に関すること。</p> <p>（略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>第 1 1 条 座間市立図書館条例（昭和 5 3 年座間市条例第 1 2 号）に基づき設けられた図書館に庶務係及び奉仕係を置き、その分掌事務は次のとおりとする。</p> <p>（略）</p> <p>（6） 図書館の<u>予算調整</u>及び執行管理に関すること。</p> <p>（略）</p> <p>2 （略）</p>
<p>第 1 2 条 座間市教育研究所条例（昭和 5 8 年座間市条例第 1 0 号）に基づき設けられた教育研究所は、<u>教育指導課</u>に属し、その分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（7） （略）</p> <p>（8） <u>適応指導教室</u>の運営に関すること。</p> <p>（9） （略）</p> <p>（10） （略）</p>	<p>第 1 2 条 座間市教育研究所条例（昭和 5 8 年座間市条例第 1 0 号）に基づき設けられた教育研究所は、<u>教育部</u>に属し、その分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（7） （略）</p> <p>（8） <u>教育支援教室</u>の運営に関すること。</p> <p>（9） <u>情報教育</u>に関すること。</p> <p>（10） （略）</p> <p>（11） <u>所内の予算調整及び執行管理</u>に関すること。</p> <p>（12） （略）</p>

議案第3号

座間市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

座間市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年1月12日提出

座間市教育委員会

教育長 木島 弘

提案理由

座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織改正並びに字句の整備のため提案するものである。

座間市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

座間市教育委員会職員の職の設置等に関する規則（昭和52年座間市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「「研究所」」を「「教育研究所」」に改め、同条第2項中「図書館長」の次に「又は教育研究所長」を加え、「図書館の事務」を「図書館又は教育研究所の事務」に改め、同条第3項中「、研究所長は研究所の」を削る。

第7条の表中「、室長」を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

座間市教育委員会職員の職の設置等に関する規則新旧対照表（案）

現行	改正案												
<p>(教育機関における職等)</p> <p>第4条 座間市立図書館（以下「図書館」という。）、座間市立公民館（以下「公民館」という。）に館長を、座間市教育研究所（以下「研究所」という。）に所長を、図書館の係に係長を置く。</p> <p>2 図書館長は、上司の命を受け、<u>図書館の事務</u>を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>3 公民館長は公民館の、<u>研究所長は研究所の</u>、係長は図書館の係の事務を掌理する。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(教育機関における職等)</p> <p>第4条 座間市立図書館（以下「図書館」という。）、座間市立公民館（以下「公民館」という。）に館長を、座間市教育研究所（以下「<u>教育研究所</u>」という。）に所長を、図書館の係に係長を置く。</p> <p>2 図書館長又は教育研究所長は、上司の命を受け、<u>図書館又は教育研究所の事務</u>を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>3 公民館長は公民館の、係長は図書館の係の事務を掌理する。</p> <p>4・5 (略)</p>												
<p>(職に充てる職員の種類)</p> <p>第7条 第3条から前条までに規定する職に充てる職員の種類は、次の表のとおりとする。</p>	<p>(職に充てる職員の種類)</p> <p>第7条 第3条から前条までに規定する職に充てる職員の種類は、次の表のとおりとする。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="177 1218 571 1294">職名</th> <th data-bbox="576 1218 810 1294">職員の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="177 1301 571 1547">部長、次長、参事、課長、担当課長、館長、所長、課長補佐、係長、室長、主査及び主任</td> <td data-bbox="576 1301 810 1547">指導主事、事務職員又は技術職員</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="177 1554 810 1630">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職名	職員の種類	部長、次長、参事、課長、担当課長、館長、所長、課長補佐、係長、室長、主査及び主任	指導主事、事務職員又は技術職員	(略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="825 1218 1219 1294">職名</th> <th data-bbox="1224 1218 1452 1294">職員の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="825 1301 1219 1547">部長、次長、参事、課長、担当課長、館長、所長、課長補佐、係長、主査及び主任</td> <td data-bbox="1224 1301 1452 1547">指導主事、事務職員又は技術職員</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="825 1554 1452 1630">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	職名	職員の種類	部長、次長、参事、課長、担当課長、館長、所長、課長補佐、係長、主査及び主任	指導主事、事務職員又は技術職員	(略)	
職名	職員の種類												
部長、次長、参事、課長、担当課長、館長、所長、課長補佐、係長、室長、主査及び主任	指導主事、事務職員又は技術職員												
(略)													
職名	職員の種類												
部長、次長、参事、課長、担当課長、館長、所長、課長補佐、係長、主査及び主任	指導主事、事務職員又は技術職員												
(略)													

議案第4号

座間市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

座間市教育委員会事務決裁規程の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年1月12日提出

座間市教育委員会
教育長 木島 弘

提案理由

座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織改正並びに字句の整備のため提案するものである。

座間市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

座間市教育委員会事務決裁規程（昭和58年座間市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第7号中「及び」を「並びに規則」に改め、「図書館長」の次に「及び教育研究所長」を加え、同条第8号中「、教育研究所長、相談室長」を削る。

別表第2教育研究の項を削り、同表に次のように加える。

教育 研 究 所	教育研究	1 教育相談の報告	1 教育相談の指導	1 教育相談の実施
		2 調査・研究の計画で特に重要なもの	2 調査・研究の計画で一般的なもの	2 教育研究所の管理運営
		3 情報教育の計画で特に重要なもの	3 情報教育の計画で一般的なものの	3 関係機関との連絡・調整
				4 調査・研究の実施
				5 教育資料の収集
				6 教育支援教室の運営
				7 情報教育の推進

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

座間市教育委員会事務決裁規程新旧対照表（案）

現行					改正案						
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 課長 規則第3条第1項に規定する課長及び第4条第1項に規定する図書館長をいう。</p> <p>(8) 係長 規則第3条第1項に規定する係長並びに規則第4条第1項に規定する公民館長、教育研究所長、相談室長及び係長をいう。</p>					<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 課長 規則第3条第1項に規定する課長並びに規則第4条第1項に規定する図書館長及び教育研究所長をいう。</p> <p>(8) 係長 規則第3条第1項に規定する係長並びに規則第4条第1項に規定する公民館長及び係長をいう。</p>						
別表第2（第4条関係）					別表第2（第4条関係）						
課名	決裁区分	教育長	部長	課長	課名	決裁区分	教育長	部長	課長		
	決裁事項					決裁事項					
(略)					(略)						
教育指導課	1 教職員研修の計画で特に重要	1 教職員研修の計画で一般的な	1 教職員研修の実施	2 学校指導の実施	3 特別支	教育指導課	1 教職員研修の計画で特に重要	1 教職員研修の計画で一般的な	1 教職員研修の実施	2 学校指導の実施	3 特別支

現行				改正案					
		なもの 2 学 校指導 の計画 で特に 重要な もの 3 特 別支援 学級の 設置	もの 2 学 校指導 の計画 で一般 的なも の	援学級等へ の就学措置			なもの 2 学 校指導 の計画 で特に 重要な もの 3 特 別支援 学級の 設置	もの 2 学 校指導 の計画 で一般 的なも の	援学級等へ の就学措置
	教育研究	1 教 育相談 の報告 2 調 査・研 究の計 画で特 に重要 なもの	1 教 育相談 の指導 2 調 査・研 究の計 画で一 般的な もの	1 教育相 談の実施 2 教育研 究所の管 理運 営 3 関係機 関との連 絡・調整 4 調査・ 研究の実 施 5 教育資 料の収集 6 教育支 援教室の 運 営					
(略)				(略)					
図 書 館	図 書 館			1 図書館 の管理・運 営 2 移動図	図 書 館	図 書 館			1 図書館 の管理・運 営 2 移動図

現行					改正案				
				書館の管理・運営 3 関係団体との連絡・調整 4 図書資料の整備					書館の管理・運営 3 関係団体との連絡・調整 4 図書資料の整備
視聴覚ライブラリー				視聴覚ライブラリーの管理・運営	視聴覚ライブラリー				視聴覚ライブラリーの管理・運営
					教育研究所	1 教育相談の報告 2 調査・研究の計画で特に重要なもの 3 情報教育の計画で特に重要なもの	1 教育相談の指導 2 調査・研究の計画で一般的なもの 3 情報教育の計画で一般的なもの	1 教育相談の実施 2 教育研究所の管理運営 3 関係機関との連絡・調整 4 調査・研究の実施 5 教育資料の収集 6 教育支援教室の運営	

現行	改正案				
					7 情報教育の推進

議案第5号

座間市職員の給与に関する条例の一部改正について

座間市職員の給与に関する条例の一部改正を申し出ることについて議決を求める。

令和4年1月12日提出

座間市教育委員会
教育長 木 島 弘

提案理由

座間市教育委員会事務局及び関係機関の組織改正に伴い、市長部局に対し別紙のとおり一部改正を申し出るため提案するものである。

座間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

座間市職員の給与に関する条例（昭和29年座間町条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「図書館長」の次に「又は教育研究所長」を加える。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

座間市職員の給与に関する条例新旧対照表（案）

現行		改正案	
別表第2（第4条関係）		別表第2（第4条関係）	
職務の級	職務	職務の級	職務
(略)		(略)	
6級	1 課の長又は担当課長の職務 2 議会の事務局の次長の職務 3 教育委員会の図書館長の職務 4 選挙管理委員会の事務局の次長の職務 5 監査委員の事務局の次長の職務 6 農業委員会の事務局の次長の職務 7 消防の消防署長又は分署長の職務 8 特に職務の複雑、困難及び責任の度が高い職務のうち規則に定めるもの	6級	1 課の長又は担当課長の職務 2 議会の事務局の次長の職務 3 教育委員会の図書館長又は教育研究所長の職務 4 選挙管理委員会の事務局の次長の職務 5 監査委員の事務局の次長の職務 6 農業委員会の事務局の次長の職務 7 消防の消防署長又は分署長の職務 8 特に職務の複雑、困難及び責任の度が高い職務のうち規則に定めるもの
(略)		(略)	